

自治基本条例の素案を検討しています

☎総務課 秘書係 ☎282-1392

御船町みんなで作る町の基本条例素案検討委員会(中村幸雄委員長)では「まちづくり」のルールを検討してきました。まちづくりの要素である「人」「もの」「情報」「金」を活用する方針とそれを支える制度について下記のような意見が出ています。

今後は、「地域のつながり(コミュニティ)」や「町民参加」などを検討していきます。

町民の皆さまのご意見も随時募集しています。ご意見がある方は、町までお寄せください。

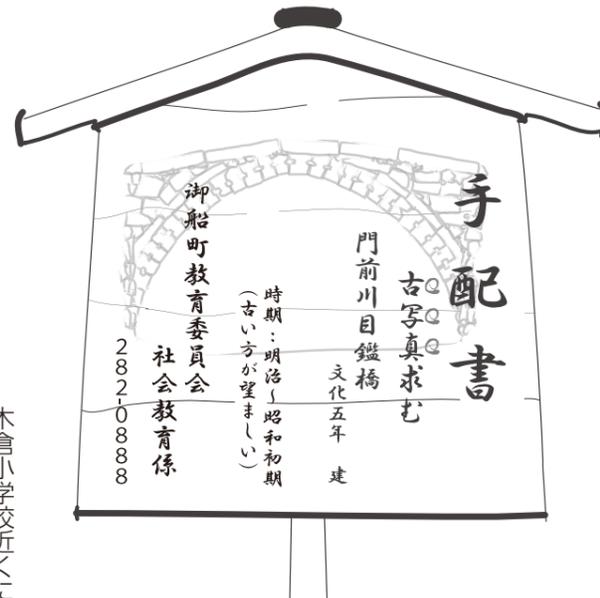


hisho@town.mifune.lg.jp

項目	方針(案)	制度(案)
人材育成	町は、町民の人材の育成に努める。	・NPO・ボランティア養成講座 ・リーダー育成講座・ファシリテーター研修
人材の活用	町は、まちづくりを進める上で、人材を有効に活用できるよう努める。	・人材バンク制度・職員サポーター制度 ・町政ボランティア登録制
情報提供と情報共有	町は、まちづくりに必要な情報を分かりやすく町民に提供し、町民との情報共有を図る。	・まちづくり説明会及び意見交換会 ・マニフェスト進捗説明及び意見交換会 ・マニフェスト・行政評価制度 ・町の予算書・決算書 ・出前講座等のまちづくり勉強会制度 ・ホームページやフェイスブック等の活用 ・情報公開コーナー・統計データの公表 ・情報公開条例・補助事業、助成事業の紹介 ・掲示板の設置・事業幹旋所的なもの
連携と共働	町は、対等な立場で、町民、団体との連携・協力を図るとともに、町民間、団体間の連携・協力を図る。	・人材バンク制度・まちづくり課の設置 ・まちづくり交流センター(仮称)の設置 ・まちづくり発表・交流会
資金面の援助	町は、町民がまちづくりを進める上で必要な資金獲得の支援に努める。	・公募型提案制度・施設使用料の減免手続き ・委託・指定管理者制度



木倉小学校近くに
ある、門前川目鑑橋
の県指定文化財への
指定申請のため、明
治から昭和初期の古
写真を探しています。
写真は、橋の補修
の際の参考に使用さ
せていただきます。
全体が入っていると
いいのですが、部
的に写っているもの
でも問題ありません
ご提供いただいた
写真については、複
製を取らせていた
いた後に返却いた
します。



納期内納税をお願いします 九州市町村合同公売会 in 熊本が開催されました

☎税務課 徴収係 ☎282-1115



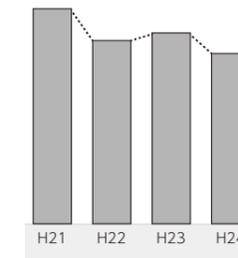
1月12日に「九州市町村合同公売会 in 熊本」が益城町総合体育館で開催されました。

今回の公売会は、御船町が事務局として九州内の自治体に呼びかけを行い企画しました。当日は、九州内の45自治体から約600品の出品がありました。当日は約800人が来場し、公売会全体での落札金額は1,908,571円になりました。会場には「税の公平性を保つ」ため、公売会の仕組みや納期内納税の周知コーナーを設けており、来場者からは、税の滞納処分(搜索・差押等)について質問も多く寄せられました。

また、御船町では動産だけでなく、不動産(建物・土地等)の公売も町独自で行っており、平成25年度に差し押さえて公売した金額は約620万円になり、全て税の未納分に充てられます。

【滞納額の推移】

平成21年度 約1億6100万円
平成22年度 約1億3600万円
平成23年度 約1億4200万円
平成24年度 約1億2800万円



【公売会とは】

「公売」とは、町税等の滞納者から差し押さえた財産を売却し、税の未納分に充てる手続きで、裁判所が行う場合は「競売」と呼ばれます。

会場で行う動産の公売会は、熊本が発祥といわれており、全国でも行われています。最近では、インターネットを利用した公売も盛んに行なわれており、御船町でも差し押えた財産を出品しています。

今回のような大規模な会場形式・合同で公売を行うメリットは、多くの集客を得られること、落札価格の高揚、参加自治体の負担の軽減、効率的な周知活動が期待できることなどがあります。来場者にとっても、品数・種類が多く、公売物件を直接見ることができるため、より安心して入札、購入ができます。

御船町が開催・出品する場合は、広報・回覧などでお知らせしておりますので、是非参加されてみてください。

また、税務課窓口では、近隣で行われている公売会の情報も掲示しております。

納税の相談を受けています

税の納付についての相談がありましたら、税務課徴収係までご相談ください。

また、毎週火曜日は19時30分まで相談と窓口納付が可能です。

平成26年1月1日より延滞金の年率が引き下げられました

平成25年度の税制改正により、国税延滞税が見直され、町税の延滞金の率も合わせて改正されました。

改正により、平成26年1月1日以降に納期限を過ぎた税にかかる延滞金の率は、下記のとおり引き下げられました。

税の延滞金は、納期限までに納付された人との公平性を図るために加算されます。納期限を過ぎると延滞金の納付が必要になりますので、納期内納付をお願いします。

	平成25年まで	平成26年1月1日以降	平成26年中の延滞金
納期限後1カ月以内の場合	年 4.3%	特例基準割合 + 1%	2.9%
納期限後1カ月を過ぎた場合	年 14.6%	特例基準割合 + 7.3%	9.2%

特例基準割合とは・・・毎年、財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合です。